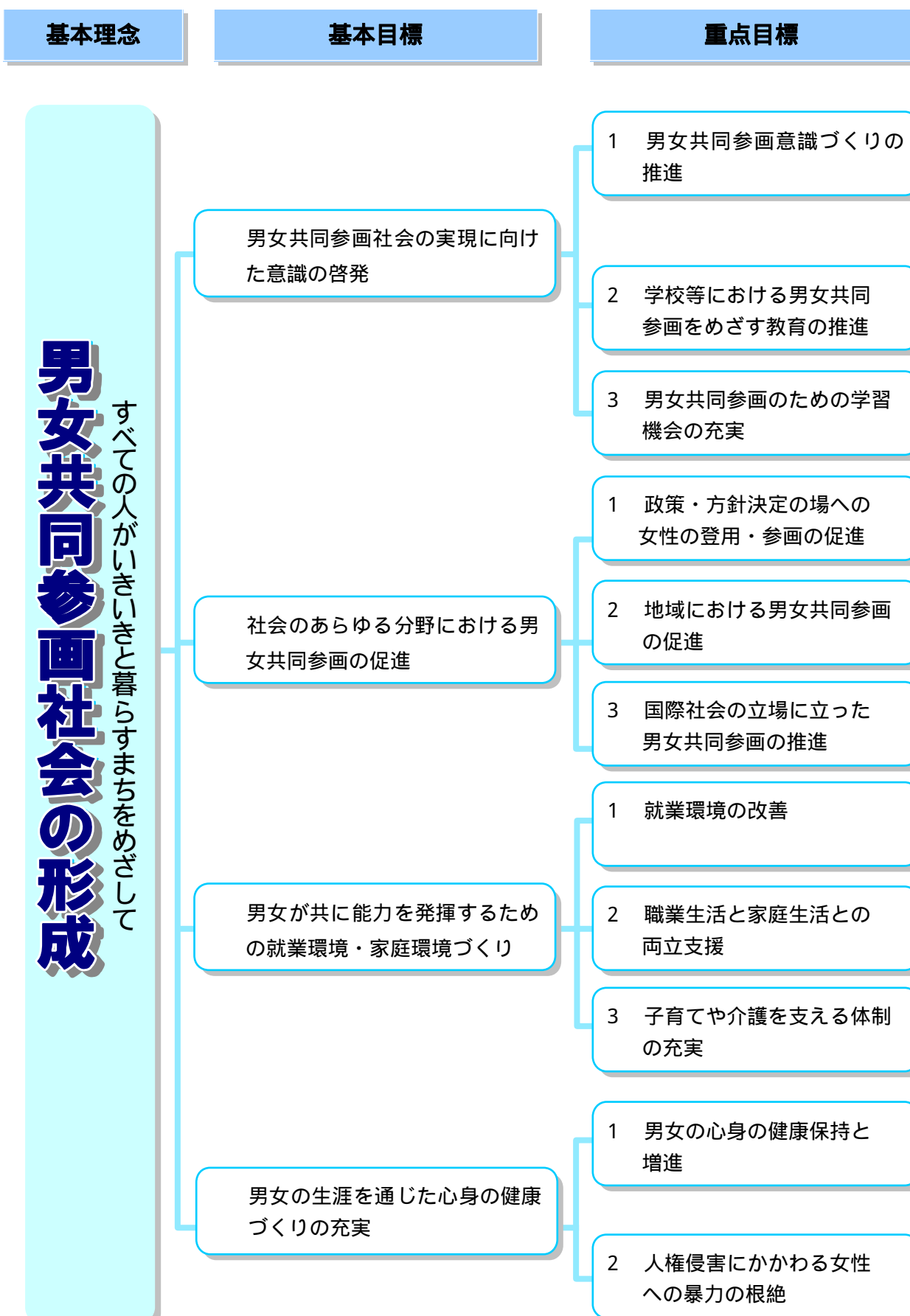


第3章 施策の体系



施策の方向

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動・情報提供の充実

(2) 家庭における男女共同参画意識づくりの推進

(3) 雇用の場における男女共同参画意識づくりの促進

(4) 人権の尊重に関する啓発活動の充実

(1) 学校等における男女共同参画に関する教育の推進

(2) 教職員、指導者等への男女共同参画に関する研修等の充実

(1) 男女共同参画に関する生涯学習機会の充実

(2) 市職員への男女共同参画に関する研修等の充実

(1) 市政・審議会等への女性の参画の推進

(2) 企業・団体等における方針決定の場への女性の参画支援

(1) 地域社会における男女共同参画の促進

(2) 女性の人材育成の推進

(1) 国際社会の視点に立った男女共同参画の推進

(1) 雇用の場における男女共同参画の推進

(2) 女性の能力を発揮する機会の充実

(1) 仕事と家庭の両立のための環境の整備

(2) 仕事と家庭の両立に関する制度の普及促進

(1) 子育てや介護支援の充実

(1) ライフステージに応じた心とからだの健康支援

(2) 母子保健対策の充実

(3) 性と生殖に関する情報の提供や学習機会の充実

(1) 暴力防止に向けた広報・啓発・情報提供の充実

(2) 暴力の根絶のための体制の充実

